

枕崎市地域の魅力創出事業支援業務委託仕様書

1. 業務名

枕崎市地域の魅力創出事業支援業務委託

2. 業務概要・目的

現在本市では、本市南西部に位置する火之神地区一帯の土地（箇所については、別紙位置図を参照。以下「当該土地」と言う。）の取得に向け交渉中である。当該土地については、本市の一大景勝地である火之神公園へのアクセス道路に面しているという立地面に鑑み、今後有効的な活用を図ることで、近年キャンプ客の増加などで賑わう火之神公園との相乗効果などにより、市民の憩いの場になるとともに、市外から多数の誘客が図られる場にもなり得るなど、地域の活性化と関係人口の創出・拡大に繋がる、様々な地域課題の解決に向けた大きなポテンシャルを秘めているものと考えられる。

このため、本市としては「地域の魅力創出事業」として、当該土地の今後の利活用に関し、基本構想（※）の策定に取り組んでいくものである。

この基本構想を、本市の地域資源を活用した、地域の課題解決と活性化につながるビジョンとするため、事業の円滑な推進に向け、その検討過程において市をサポートする支援業務を委託するものである。

※ この仕様書で言う「基本構想」を、次のとおり定義づける。

- ・ 当該土地の利活用に関するテーマ・コンセプトを定め、将来的なビジョンを描き出すもの。
- ・ その後の具体的な施策・事業を計画・実施する際の基本指針となるもの。

3. 業務内容

(1) 基本構想策定に資するワークショップの開催

本市の地域課題の解決や地域活性化につながる質の高い基本構想の策定に向けた検討の場としてワークショップを開催し、その内容を踏まえ、助言・指導を行うこと。

① ワorkshopの企画ポイント

- ・ 内容（テーマ）は、当該土地の将来的な利活用策に関する基本構想の策定に資するものとする。
- ・ 参加者は市が選定する市職員（20名程度）、まちづくりに関心のある市民（10名程度）を予定。
- ・ 参加者の思いを引き出し、対話を促進するファシリテーション技術の活用が図られること。
- ・ 参加者が楽しめる内容であること。また、発想力や戦略的視点の獲得など、市職員の成長につながる内容であること。

- ・ 枕崎市の魅力の再認識と、その魅力を活用した新たな展開に関する検討の深化が図られること。
- ・ 持続可能性のある取組に向けた検討の深化が図られること。
- ② ワークショップ運営
 - ・ ①を踏まえたワークショップの実施（5回程度）
 - ・ ワークショップの当日の進行
 - ・ ワークショップの運営等に係る資料の作成
- ③ 助言・指導
 - ・ ワークショップの進捗を踏まえた基本構想の策定に関する助言・指導
 - ・ 必要に応じて民間企業，他の行政機関，外部講師等の招請
- ④ 打合せ
 - ・ 活動の進捗管理や進行方法を検討するため，委託者との打合せを必要に応じて実施
- ⑤ 活動の振り返り
 - ・ ワークショップでの内容の振り返り及び課題の抽出
 - ・ 課題の解決案の提示

4. 履行期間

契約日の翌日から令和5年1月10日まで

5. 成果物

本業務終了後30日以内に，業務報告書を次のとおり提出すること。また，業務報告書の内容については，委託者と受託者で協議の上，決定するものとする。

- ① 業務報告書，その他資料等の参考資料一式 1部
- ② 上記①の電子データ一式

※ 電子媒体については，PDF 及び加工可能なデータ（Word，Excel 等）で作成したもの。

なお，履行期間中であっても一部業務について，部分的な業務報告書の提出を求める場合がある。

6. 注意事項

(1) 法令等の順守

受託者は，業務を行うにあたり，関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は，委託業務を一括して第三者に委託することができない。ただし，委託業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については，市と協議のうえ，業務の一部を委

託することができる。

(3) 個人情報の取り扱い

業務を行うにあたり個人情報を取り扱う場合には、「枕崎市個人情報保護条例（平成18年条例第49号）」を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 秘密の保持

受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(5) 知的財産権の取扱い

受託者は、委託業務の実施のために必要な事業者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受託者の責任により対処することとする。

(6) 成果品等の帰属

委託業務により作成された成果品及びその過程のデータの所有権は、市に帰属するものとする。受託者は、市の承諾なく成果品及びその過程のデータを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(7) 付帯業務

本業務に付随して当然必要と認められるものについては、受託者の責務において完了すること。

(8) 損害賠償

本業務において生じた事故及び第三者に与えた損害は、委託者の責に帰すべきものを除き、すべて受託者の責任により解決すること。

(9) 協議事項

本仕様書に明示なき事項又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

(10) その他

災害、疫病等の不可抗力により業務の遂行が困難な場合は、委託者と協議の上、業務の中止、延期、縮小など必要な変更を行うものとする。